

規制の事前評価書

政策の名称	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告	担当部局名	職業安定局派遣・期労働対策部	作成責任者名	若年者雇用対策室長 牛島 聡	評価実施時期	平成27年3月
法令案等の名称・関連事項	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（青少年の雇用の促進等に関する法律）第28条（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の勤労青少年福祉法には、法律の適正な実施を担保するための報告徴収等の規定がないことから、法律の適正な実施を担保することができない。 <p>【規制の目的、内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主による青少年の職業の選択に資する情報提供など、関係者の具体的な責務を定める。 ○ 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとする。また、報告の徴収は、罰則により担保する。 <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若者の雇用を促進するためには、事業主による青少年の職業選択に資する情報提供等、新たに設けることとしている関係者の責務が適切に実施される必要があり、法の実効性を担保するための措置を講じることが重要である。 						
想定される代替案	厚生労働大臣から、法律の施行に関し必要な事項について報告の求めがあったときに、事業主等が回答するかどうかは任意のものとし、報告をしない場合であっても、厚生労働大臣が関係機関等に対して調査することで必要な情報を把握することとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	事業主において、厚生労働大臣から報告を求められた場合は報告に応じる負担が生じ、また、正当な理由なくこれらの報告に応じなかった場合や虚偽の報告をした場合には、罰則が科されることになる。	事業主において、厚生労働大臣の報告徴収に対して報告するかどうかは任意となるが、報告の求めに応じる場合においては、報告徴収に応じる負担が生じる。					
2 行政費用	国において、制度を周知するための行政費用が発生する。 また、法律の施行に関し必要な報告を求める事務や報告に応じない事業主への指導業務等を行う事務のための費用が発生する。	国において、制度を周知するための行政費用が発生する。 また、事業主等が報告徴収に応じなかった場合には、関係機関等に対して調査することにより、法律の施行に関し必要な情報を把握する必要があり、行政費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	法律の施行に関し必要な情報が十分に把握できないことにより、法律の実効性が確保されないおそれがある。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	事業主等に対する報告徴収を法律上明確に規定することにより、厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要な情報を的確に把握することができるようになり、事業主等による若者の雇用の促進等に関する取組が適切・効果的に行われることが期待される。 また、改正案の導入により、国民の法律及び事業主等の取組に対する信頼が高まることが期待できる。	事業主等が報告の求めに応じる場合は、改正案と同様の便益が得られるが、事業主等が報告の求めに応じない場合は、関係機関等に対する調査によってしか情報を把握できず、改正案に比べて得られる便益が減少するおそれがある。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、報告徴収の法定化による費用の増加はあるものの、厚生労働大臣が、法律の施行に関し必要な情報をよりの確に把握でき、事業主等による若者の雇用の促進等に関する取組が適切かつ効果的に行われることが担保されるようになるという得られる便益に比べ、改正案を導入することに伴う費用負担は過大とは言えない。 一方、代替案を導入した場合には、事業主等が報告徴収に応じた場合は同様の費用及び便益が発生するが、事業主が報告徴収に応じない場合には、報告徴収に応じるための遵守費用はなくなるものの、国には法律の施行に関して必要な情報を把握するため、関係機関等に対して調査を実施するための行政費用が生じることとなる。また、法律の施行に関し必要な情報を十分に把握できず、事業主等による若者の雇用の促進等に関する取組が適切かつ効果的に行われるという便益が限定的となるおそれがある。 以上のことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	<p>「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）（抄） 第二 3つのアクションプラン 2－2 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の施策をはじめとする総合的対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。</p>						
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。						